

産業廃棄物収集運搬業許可証

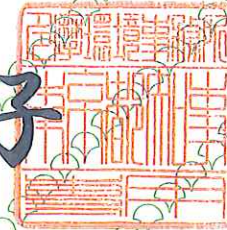
住所 東京都昭島市大神町四丁目1152番地

氏名 株式会社JRS
代表取締役 鷹取 賢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 3月 2日

許可の有効年月日 令和10年 3月 1日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上18種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

所在地：東京都昭島市大神町四丁目1152番地

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成30年 3月 2日 新規許可
 令和 5年 3月 2日 更新許可 第1回
 令和 5年 3月 2日 変更許可 種類の追加(燃え殻、廃油ほか7種類)、水銀含有ばいじん等(無→有)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 積替え保管施設

所在地：東京都昭島市大神町四丁目1152番地

積替え保管面積：6854.22：m²

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	8 m ³ コンテナ 1個	8 m ³
木くず	20 m ³ コンテナ 1個	20 m ³
金属くず	8 m ³ コンテナ 1個	8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8 m ³ コンテナ 1個	8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)	8 m ³ コンテナ 1個	8 m ³
がれき類	直置き 1ヶ所	13.29 m ³
	合計保管量	65.29 m ³

(以下余白)